

# 所有者不明土地対策に関する講演会

中部地区所有者不明土地等  
に関する連携協議会

## 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的として、平成31年2月に設立されました。

## ■ 開催概要

日 時：令和3年11月30日（火） 13:30～15:45

場 所：WEB開催

主催者：中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

参加者：約350名

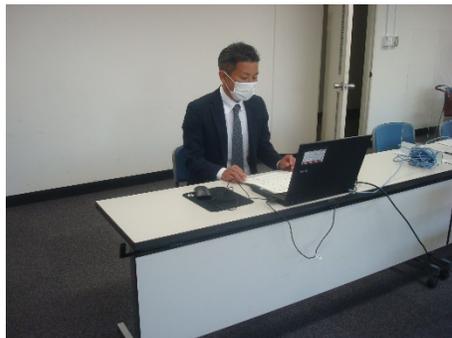
内 容：①挨拶（中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会 事務局長 小泉 克巳）

②民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による不動産登記法の改正について  
（名古屋法務局 民事行政部 首席登記官（不動産登記担当） 伊藤 登志也 氏）

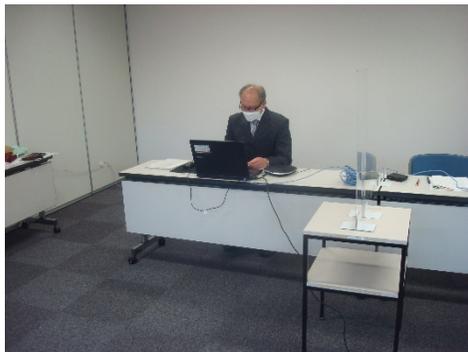
③長期相続登記等未了土地解消作業について（名古屋法務局 民事行政部 不動産登記部門 次席登記官 桜木 茂樹 氏）

④表題部所有者不明土地解消作業について（名古屋法務局 民事行政部 不動産登記部門 総括表示登記専門官 角間 隆夫 氏）

## ■ 講演会の様子



事務局長挨拶



講演  
名古屋法務局 民事行政部 不動産登記部門

